

令和五年

彌彦神社

かゆうらしんじ
粥占神事
すみおきしんじ
炭置神事

占定書

かゆうら神事

すみおき神事

果物	六分五厘	一月	雨てり少
うり	六分	二月	てり
たばこ	八分	三月	雨
こがい(蚕)	七分	四月	雨てり少
早稲	六分	五月	雨
中稲	四分五厘	六月	雨
晩稲	九分五厘	七月	てりてり風少
大豆	三分五厘	八月	てり雨少
小豆	四分	九月	てり
海幸	八分五厘	十月	雨てり少
川幸	四分	十一月	雨てり少
一切草木	六分五厘	十二月	雨てり少
御釜の内 上			

この占定書は、当社で数百年前の昔から、毎年一月十五日夕刻から十六日未明にかけて、古伝によつて行なわれる粥占・炭置神事で神占せられた本年の作物や漁撈の豊凶と月々の天候であります。

(冬期間の「てり」は雪、「一雨少」は雨が少しある意)伊夜日子大神様は、この地方開発の大神で、農耕、漁撈、造林、酒造をはじめ工鋳業など産業の基を開かれ、その育成発展をお護り下さる大神様であります。殊にこの神事は、深い信仰を以て奉仕して願う重に行なわれ、その神占は農家の深い信仰を以て重宝せられておりますので、崇敬者の求めにより、印刷し頒つものであります。

令和五年一月十六日

彌彦神社社務所